

## 著作物利用許諾書

教育システム情報学会（以下、学会という）に投稿する著作物の利用について、以下の通り確認する。

## 1. 対象論文と著作権

(1) 本利用許諾書では、以下に記載する著作物（以下、論文という）の取扱いを確認する。

表題：

著作者名：

所属：

掲載誌，または，研究会名，大会名等：

(2) 論文の著作権は，著作者に帰属する。

## 2. 利用許諾等

(1) 著作者は，学会に対し，学会活動の範囲内で，あらゆる態様で論文を使用および利用することを認めるものとする。さらに著作者は，学会が学会活動のために，第三者に論文の複製，翻案および翻訳等を行わせることを認める。

(2) 学会は，学会活動の範囲を超えて論文を使用または利用する場合は，事前に著作者の承諾を得るものとする。

(3) 著作者は，学会または学会が指定する第三者に対し，著作者人格権を行使しないものとする。

## 3. 保証

(1) 著作者は，学会に対し，論文が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

(2) 本学会に投稿された論文等が、第三者の権利等の侵害に起因する問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負うものとする。

年 月 日

著作者署名

著作者署名

(住所)

(住所)

(所属)

(所属)

(氏名)

(氏名)

著作者署名

著作者署名

(住所)

(住所)

(所属)

(所属)

(氏名)

(氏名)

注 1) 「著作者」は連名者ではなく、実際に執筆を行った方です。一名で執筆を行った場合は、その方の署名のみで結構です。

注 2) 紙面で提出する場合は、氏名を自署し押印してください。メール添付で提出する場合はテキスト入力で結構です。